

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月31日
【会社名】	サントリー食品インターナショナル株式会社
【英訳名】	Suntory Beverage & Food Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥井 信宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03(3275)7022
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 齋藤 和弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03(3275)7022
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 齋藤 和弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2015年3月27日開催の第6回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2015年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金31円

総額9,579,000,000円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2015年3月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として鳥井信宏、垣見吉彦、小郷三朗、栗原信裕、土田雅人、鎌田泰彦、肥塚眞一郎、井上ゆかりの8氏を選任するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部を変更するものであります。また、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するために、定款の一部を変更するものであります。本定款変更は、改正会社法の施行を条件に効力を生じます。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、鳥井信宏、垣見吉彦、小郷三朗、栗原信裕、土田雅人、鎌田泰彦、肥塚眞一郎、井上ゆかりの8氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役として、服部誠一郎、上原征彦、内田晴康の3氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役の補欠として、網谷充弘氏を選任するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第3号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額1,000,000,000円以内（うち社外取締役分は年額100,000,000円以内）と定めるものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第3号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額150,000,000円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	賛成比率(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	2,626,023	472	2,026	可決	99.90	
第2号議案 取締役8名選任の件						
	鳥井 信宏	2,592,733	33,751	2,026	可決	98.63
	垣見 吉彦	2,603,671	22,815	2,026	可決	99.05
	小郷 三朗	2,613,056	13,431	2,026	可決	99.41
	栗原 信裕	2,613,059	13,428	2,026	可決	99.41
	土田 雅人	2,613,054	13,433	2,026	可決	99.41
	鎌田 泰彦	2,613,064	13,423	2,026	可決	99.41
	肥塚 眞一郎	2,612,883	13,604	2,026	可決	99.40
	井上 ゆかり	2,623,722	2,765	2,026	可決	99.81
第3号議案 定款一部変更の件	2,602,586	23,903	2,026	可決	99.01	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件						
	鳥井 信宏	2,592,706	33,791	2,026	可決	98.63
	垣見 吉彦	2,613,085	13,415	2,026	可決	99.41
	小郷 三朗	2,613,142	13,358	2,026	可決	99.41
	栗原 信裕	2,613,145	13,355	2,026	可決	99.41
	土田 雅人	2,613,138	13,362	2,026	可決	99.41
	鎌田 泰彦	2,613,148	13,352	2,026	可決	99.41
	肥塚 眞一郎	2,612,969	13,531	2,026	可決	99.40
	井上 ゆかり	2,623,819	2,681	2,026	可決	99.82
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
	服部 誠一郎	2,590,188	36,312	2,026	可決	98.54
	上原 征彦	2,623,947	2,553	2,026	可決	99.82
	内田 晴康	2,255,787	370,708	2,026	可決	85.81
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件						
	網谷 充弘	2,621,576	4,926	2,026	可決	99.73

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	賛成比率(%)
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	2,623,799	2,703	2,026	可決	99.82
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	2,623,853	2,649	2,026	可決	99.82

(注) 1. 賛成比率は、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

2. 第1号議案、第7号議案及び第8号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 第2号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の一部の株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数を合計したことにより、全ての決議事項は可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。